

取引先各社さまへの健康経営推進ガイドライン

当社は、2019 年より健康経営^{*1}に取り組んでいます。従業員の健康管理を経営的な視点でとらえ、経営理念の達成に向け持続可能な企業運営を行い、業績向上につながることを期待しています。この達成には、当社だけでなくサプライチェーン全体の共存共栄が不可欠だと考えています。

このため、お取引先の皆様が当ガイドラインをご理解の上、お取り組みいただくことを推奨いたします。また、当社ではみなさまが健康経営を実践するうえでのご支援もさせていただいており、将来的には本ガイドラインを遵守事項とすることを検討しております。

1. 労働関係法令の遵守

- (1) 労働安全衛生関連の法律を遵守した取り組みを行う
- (2) 健康診断の受診率について、100%を目指す

2. 安全衛生への取り組み

- (1) 過重労働の防止
- (2) 労働災害の防止

3. 従業員の健康（肉体的、精神的、社会的に満たされた状態）増進の取り組み

- (1) メンタルヘルス対策、生活習慣病対策への取組を行う
- (2) 健康に関する情報提供の機会をつくり、従業員の健康リテラシーを高める取り組みを行う
- (3) 管理監督者を対象に、部下の健康づくりへの配慮の必要性に関する情報提供を行う

4. その他

- (1) 経済産業省等が行っている、「健康経営優良法人」制度への申請を検討する
- (2) 各自治体が行っている健康経営の表彰制度への申請を検討する
- (3) 労働安全衛生関連の認証取得を検討する
- (4) 育児・介護などワークライフバランスに関する表彰・認定の取得を検討する

2024 年 9 月1日

株式会社インテック